

令和元年度第3回森林の未来を考える懇談会資料

県森林環境税と 国の森林環境譲与税について

令和2年2月4日

福島県農林水産部森林計画課

県森林環境税と国の森林環境譲与税について

■ 県森林環境税と国の森林環境譲与税の基本事項

県森林環境税	区分	国の森林環境譲与税
森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に取り組む。 [H18 に導入され現在 3 期目]	基本事項	森林吸収源対策のため、市町村が実施する森林整備の恒久的な財源として制度化。 [H31.4.1 法施行、R1.9 月から譲与開始、森林環境税の課税は令和 6 年度から]
約 10 億円/年 [県：約 7 億円、市町村：約 3 億円]	予算規模	譲与額（R2 以降の試算額） 県：約 143 百万円 市町村：約 815 百万円(R2)~1,295 百万円(R6~)

■ 県森林環境税と国の森林環境譲与税の用途

県森林環境税	区分	国の森林環境譲与税
水源区域や水源かん養機能等が特に高区域内の荒廃が心配され、森林所有者自らが経営管理する森林を対象として整備する。	1 森林整備	森林所有者が自ら経営や管理が困難で、市町村に管理を委託した森林が対象。更に、林業経営に適さない森林は市町村が譲与税を活用し経営管理。
実施面積 H28~R2（5ヶ年間） 7,000 ha ※ H23~H27 実績 7,000 ha （計画目標 10,000 ha）	事業規模	県内民有林人工林約 20 万 ha の内、経営管理されている（森林経営計画樹立）森林は約 10 万 ha。残りの約 10 万 ha の半分の整備を進めるためには約 250 億円必要。市町村譲与額から試算すると約 20 年かかる。なお、近年の大規模な災害の発生を鑑み、災害発生防止につながる森林の整備や国庫補助事業の対象との関係を考慮した上で単独事業の創設も検討。
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>棲み分け概念図</p> <p>【県環境税】 自ら経営管理を行っている森林で、荒廃が懸念される森林（人工林）</p> </div> <div style="width: 40%; text-align: center;"> <p>水源地域等</p> <p>作業道</p> <p>林道</p> <p>一般道</p> <p>林専道</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>【国譲与税】 自ら管理できない森林（人工林）で、市町村が管理委託を受けた森林</p> </div> </div>		
県産材の利活用推進 ・森林資源の活用による木材利用促進 ・市町村交付金による公共施設等の木材利用等	2 木材の利用促進	公共建築物等における木材の利用促進など、森林の整備につながる木材の利用促進。
小・中学校及び義務教育学校の児童・生徒を対象に森林環境学習を行う。	3 森林環境教育	森林の有する公益的機能に関する普及啓発
該当分野なし	4 人材育成	森林の整備を担うべき人材の育成及び確保